

SOLAS 条約関連証書の改正に関する事項

改正規則

国際条約による証書に関する規則

改正事項

SOLAS 条約関連証書の改正に関する事項

改正理由

- 1-1 IMO 第 94 回海上安全委員会 (MSC.94) において、極海域航行船証書について定めた極海コード (Polar Code) が決議 MSC.385(94)として採択された。
- 1-2 IMO 第 95 回海上安全委員会 (MSC.95) において、貨物船安全構造証書ならびに貨物船安全証書の様式の一部改正が決議 MSC.391(95)として採択された。
- 1-3 IMO 第 93 回海上安全委員会 (MSC.93) において、国際液化ガスばら積み適合証書の様式の一部改正が決議 MSC.370(93)として採択された。
- 1-4 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 (昭和四十年五月十九日運輸省令第三十九号) の一部改正による。

改正内容

- 1-1 極海域航行船証書に関する発行権限に関する条項について定めた。
- 1-2 貨物船安全構造証書及び貨物船安全証書の様式を改めた。
- 1-3 国際液化ガスばら積み適合証書の様式を改めた。
- 1-4 極海域航行船証書の書式を定めた。

改正条項

国際条約による証書に関する規則 第三条, 第六条, 様式 1-1, 1-6, 1-8, 1-10, 1-11, 4A